

1. 地方で日本語学校の教員のなり手不足が一番の課題。モノづくりや介護で外国人に依存しつつあるのも地方。地方で教える登録教員を確保する政府の具体的な取組みは？

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○宮内委員長 次に、白石洋一君。
○白石委員 白石洋一です。

大臣、よろしくお願います。

私は四国の愛媛の議員でありまして、地方です。地方の中でも、県庁所在地ではないところの地元を選挙区としている議員です。その実情を踏まえた質問をお願いしたいと思います。

そこはやはり高齢化が進んでいますから、ですから介護の担い手が不足しております。加えて、地方の工業地帯でもあります。物づくりをしている。そこでもやはり物づくりの担い手が不足しているわけですね。そんな中で、外国人のお力というのが非常に貴重になってきているということでもあります。

外国人が来てもらって、そこで働いてもらう。どうしても日本語でのコミュニケーションというのが必要になってくるということです。今回のこの法案というのは、日本語能力を高めるという方向では非常にいいものなんですけれども、その現場のお話を聞いて、更にこれをもっと生きたも

のにするということが必要なんじゃないかなというふうに思います。

特に今、地方の現状に加えて、円安ということもあります。円安ということは、これは外国からのインバウンド、観光についてはいいですけども、そこで、日本に入ってきて、働いて、貯金をして、それを稼ぎとするという意味では、これは不利な条件になっているんですね。ですから、アジアを中心とした外国人の働き手に日本に来てもらうためには、今、不利な状況、競い負けをしつつある。

どうしてもやはり日本に行ったら日本語を勉強しないといけない、一方、英語圏だったらもったいなく、汎用性もあるということ、オーストラリアだったりカナダだったりというところには魅力で負けてしまったり、あるいは、国を挙げてそういったところからの労働力という形でお招きをしている国、例えば韓国にも負けつつある。ですから、この日本語の、外国人にとってはハンディをどう緩和していくかということが必要なんです。それを担っているのが日本語教育機関、日本語学校ですけれども、そこのお話を聞くと、教員のなり手不足、東京だったらいざ知らず、やはり地方の、地方の中でも県庁所在地ではないところで教員をやってくれる人が少ない。

学級というのは大体二十人が限度みたいなんです。特に、初歩的などころ、N5であったり、そういったところから始める人というのは、日本語というのはどういうものかという、学び方から教えていく。それはどうしても対面じゃないといけない。

ですから、限界があるわけですね。二十人に対して一人の教員ということ、本当は定数はもった多いいんだけれども、教員のポトルネックからして、生徒を受入れる数に制限がかかっているということなんです。

そこで、質問なんですけれども、特に地方で教える日本語教員を確保する政府の具体的な取組を教えてください。

○永岡国務大臣 申し訳ありません。今、ちよつと、教を教えてと言われたような気がしたので。取組でございませぬ。（白石委員「はい」と呼ぶ）はい。

お答え申し上げます。我が国の在留外国人の人数というのは、今よりもっともつと増加をすることが見込められているところでございます。日本語教師の質的、量的な確保というのは、そういうこともありまして大変喫緊の課題である、そう思っております。

白石委員御指摘のように、地方におきましては、日本語教師不足、これが課題となっている状況にございまして、国内の日本語教室に地域差があるということもありますし、また、大学などの養成課程を修了しても実際に日本語教師となる者が少ないということなど、やはり雇用のミスマッチが生じているという認識でございませぬ。

そのために、日本語教師養成を行います学校などを拠点といたしまして、地域にあります日本語教育機関、そして地方公共団体ですとか、また経済団体などがネットワークを構築をいたしまして、その中で、地域の課題ですとかニーズを共有をし

て、そして、日本語教師の養成を担う者の育成ですとか、養成課程修了者などへの就職支援などの取組を行うことが重要である、そう考えております。

こうした取組を通じまして、日本語の登録教員、その質的、量的な確保につなげていきたい、そういうふうにご考えていると聞いています。

○白石委員 これまでも質問して、それは全部読んでいます。結構まだ抽象的だと思います。

もっと具体的に、私のところでも、一つ、学校法人、日本語学校があります。そこでは、本当に奇跡的な出会いに頼って教員を確保しているんです。

そういったところで、ネットワークを地方自治体と云々ということなんですけれども、具体的にどうということなんでしょうか。

○永岡国務大臣 文化庁におきましては、日本語教師養成の充実ですとか、また日本語教師の確保に向けまして、令和五年度予算事業において、全国六地域におきまして、地域の実情を踏まえた養成や研修の担い手を育成するプログラム開発、また、研修などを実施する大学などを拠点といたしましたネットワークを構築することとして、いるところでございます。

このような地域単位の取組を通じまして日本語教師養成課程のより一層の充実というものを図りまして、専門性の高い日本語教師を全国で確保するとともに、効果的なオンライン活用の在り方などについても検討を進めているというところでございます。

○白石委員 もっと具体的にしていきたいんですけども、今大臣がおっしゃったやつは、研修事業で、日本語教師の学び直し、アップグレード事業のことを指しているような気がするんですけども、これは予算二千万円ですね。二千万円でオンデマンド研修をしますよということなんですけれども、予算の規模もそうですし、オンデマンドでやりたい人を募ります、これじゃ弱いんじゃないでしょうか。このことを指しているということであれば、これは弱いです。

何かもっと展開できるようなものはありませんでしょうか。

○杉浦（久）政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、やはり地方の方では日本語教師の確保は大変課題となっております。

一方で、今の委員御紹介いただきました日本語教師の学び直し・復帰促進アップグレード研修事業六千万円、令和五年度からでございますけれども、これは新規の予算でございます、誠に申し訳ありませんが、文化庁の方でも今、急ぎこういった事業を起こしまして、しっかりと対応しなきゃならないというふうにご認識しているところでございます。

いずれにしましても、各地方の、先ほど大臣からも申し上げましたとおり、全国六地域において、いろいろな研修のプログラムを開発していくわけでございますけれども、地方の今の実情にしっかりと対応できるように更に充実させていきたいというふうにご考えております。

○白石委員 私が思うに、これまでは法務省の所

管だった、それが文科省の所管になって、そうすると、先ほど来出ている、大学の日本語学科の教授とも接点がより深くなったと思うんですね。

例えば、地方で医師不足になったら、大学の医学部に行つて、医局に行つてお願いして、卒業生を是非うちの地域へというふうにごお願いに行く。それは、病院の院長とかが日参してお願ひしたり、あるいは地方自治体もお願いに行く。こういった取組が日本語教師にも必要なんじゃないかな、それが法務省から文科省に移管した一つの意義でもあるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○杉浦（久）政府参考人 お答え申し上げます。

委員今御指摘のような、いろいろな他省庁の事例とかをよく研究いたしました、我々もしっかりとどのような形で日本語教師を確保するかというのを考えていかなければならないと思います。

先ほども少し申し上げた事業は、更に大きくくりといたしましては、日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業という形で、全体では三億円ほどの形となっております、その中では拠点の整備といったこともやっております。

また、このメニューもいろいろ拡充させながら、今委員御指摘のような点につきましても、うまくこの予算とかで、さらに予算などですっきりと対応できるように考えてまいりたいと思っております。

○白石委員 日本語教育施設は、もう公的な存在になってきていると思います。地方で困っている働き手を、より円滑に働いていただく。

これはトラブルの防止にもなります。外国人の

2. 日本語学校に運営交付金のような補助をするときが来ているのではないか？

トラブルというのは、大体がコミュニケーション不足に起因するものがほとんどというふうにも聞きます。ですから、日本語でコミュニケーションをちゃんと取っていけば、トラブル、そういったことも防げるということもありますので、日本語教員を地方に配属してもらうにはどうすればいいかということも、今回のこの法案で、よりその機関、あるいは登録教員という意味でハードルを上げるわけですから、でも、一方、やはり公的な存在という意義も高まったわけですから、その配属についても、より関与してください。中に入り込んでお願いに行く、日参するというところにまた文科省も手をかしていた、いただきたいというふうに思っています。

それで、特に、日本語教員の養成校というのは首都圏にあるわけですけども、そういった教員が地方で働くというのには、やはり待遇面というのがあると思います。

先ほどもお話がありましたけれども、年収四百万円以下の方が七割ですということで、それを賄うのは、外国から来た留学生の入学金と授業料だけで賄うというのは難しいです。それは、経営側としては、もっと上げたいであるとか、正社員にしたいというのもある、そうじゃないと教員が確保できないんだと。でも、やはり、働き手としていわゆる貧しいと言っている経済環境のところから日本に来ていただく方々に多額の入学金、授業料をお願いするのは難しいです。

そういう意味から、日本語学校、日本語教育機関に対して運営交付金のようなものをつくる

が来ているんじゃないかなというふうに思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○永岡国務大臣 お答え申し上げます。

本法案は、多様な設置主体により様々な事業内容を展開をしております日本語教育機関のうち、日本語教育の質を確保する観点から、一定の要件を満たすものを国が認定をすることで、在留外国人の日本語教育の環境整備というものに寄与するという仕組みでございます。

公の支配の下で学校教育法による設置認可等を行うものではないということはお分かりのことと思っております。このため、日本語教育機関への経常経費の措置を行うことにつきましてはやはり慎重な検討が必要、そう考えております。

こうしたことから、文部科学省といたしましては、経常経費の支援という形ではなくて、やはり公益性の高い政策的な取組への支援という形で、例えば、関係省庁との連携によります当該機関に関する多言語での情報発信であるとか、また、登録日本語教員に対します留学、就労、生活者の日本語教育に必要な研修の支援であるとか、いろいろございますけれども、こういう事業を通じまして、認定日本語教育機関が、留学生だけではなくて、就労者、生活者や、また企業、地方公共団体等に活用されるような支援というものをしていきたいと考えております。

○白石委員 これまでも、設置主体が多様であるからということも枕言葉につけるんですけども、それは余り私は理由にならないんじゃないかなというふうに思っています。なぜなら、ほかの、例

えば中小企業庁の補助制度というのは、もう株式会社に対する補助がほとんどですよ。やはり補助した以上はトレースするというところで、それをカバーしている。

だから、文科省も、学校法人がほとんどだと思いますよ、私の地域では学校法人です。でも、株式会社もあるでしょう。あるにしても、まずは学校法人から始めるでもいいですし、株式会社も対象としつつ、その資金のトレースをちゃんと見ていくという形で、さっき次長がおっしゃった六千万とか二千万とかそういうレベルではなくて、公的な役割を担っている日本語教育機関に対する運営交付金的なものも考えていかないと、もう日本は人口減少で、更にそれよりも速いスピードで働き手、担い手不足が進んでいるわけですから、特に地方で。だから、そんなことを言っていたら本当に間に合わないという危機感があります。

ですから、教員が来ない。教員も結局はやはり待遇だ。ステータスとかといっても、やはり待遇が大事だ。待遇をするにしても、裕福なところからの留学生だけじゃない。むしろ、稼ぎに来てくれる人というのはお金がない方々。そういう方々を支える、そういう日本語学校については運営交付金的なものを是非検討していただきたいんですけども、大臣、もう一度、いかがでしょうか。

○永岡国務大臣 日本語教育機関の設置主体というのはいくつ多様でございます。例えば、法務省の告示校の半数以上は株式会社によりまして設置をされております。このように、日本語教育機関の設置主体の組織や目的等は様々であるということ

でございます。

認定機関への経常経費の一律の措置を行うという
こと、それをするかしないかということ、やは
り相当慎重な議論、検討が必要、そういうふう
に考えているところでございます。

○白石委員 ちよつと形式論に終始しているんで
すけれども、それよりも大事なことがある、だか
らそれを乗り越えていただきたいということなん
ですね。ほかの省庁では株式会社に対しても補助
している中で、何で文科省の助成措置については
株式会社に対してそのような拒否反応が出てくる
のか、これはちよつと私、理解できないんですよ
。何か経緯を知っている人がいたら、お願いしま
す、政府参考人で。

○杉浦（久）政府参考人 お答え申し上げます。
委員御指摘の株式会社への補助金という形につ
きましては、基本的には、政策的な目的があり、
その政策に基づいて補助をするという格好でござ
います。

運営費交付金の場合にはそうではなくて、その経
営そのものについて直接お金を入れるということ
でございますので、その経営につきましては、そ
の担う方々、どんな形の主体が動くのか、それか
ら、どういう形でそれが、事業が展開されるのか
については、法的にきちつと整理されて、しかも
公の支配に入っているという形でない、基本的
にはそういう民間の活動に国の公費が入ること
については難しいという実情でございます。
ただ、委員御指摘のとおり、早いところ何とか
支援したいという気持ちは、我々も、文化庁も

3. 技能実習生については、日本に来る【前】に①日本語学習の基礎的な方法や②生活の為の日本語だけでも身につけておくことが望ましい、政府の具体的な取組みは？

ちろん考えておりまして、それで、今、取りあえ
ず、先ほど申し上げているのは、公益性の高い政
策的な取組の支援という形でございますけれども、
まずはやれることからやっていき、そのこれから
の運営を見ながら、更に次の発展へと考えていき
たいというふうに考えております。

○白石委員 今の例えば年間三億では全然間に合
わないと思います。教員の待遇改善につながら
ないと思います。

ですから、株式会社にはそれほどこだわるのであ
れば学校法人から始めるとか、まずはやれるとこ
ろからやるというのであれば、それから始めたら
いかげすうかですね。でないと、今少子化対策を
やっていますけれども、これは劇的な効果を上げ
たとしても三十年後ですよ。じゃ、今はやはり外
国人に頼らないと成り立っていかない、それも、
そんなことを言っていたら、本当にいろいろなど
ころで破綻が出てきますよ。まずは地方から破綻
していきま。それを防ぐためにも、是非お願い
します。

次の質問ですけれども、技能実習生ですけれど
も、技能実習生が来られる前に、日本語の勉強と
基礎的な日本語学習の方法だけでも勉強してほし
い、そして、日本で生活するということの日本語、
こみ出しとか、そんなことも身につけておくこと
が望ましいというふうに思うんですけども、こ
れから技能実習生もつと人数、増えてくると思
います。そんな中で、この取組について政府はど
のようにされているでしょうか。

○高見大臣政務官 技能実習制度におきましては、

適正な技能実習の実施及び技能実習生の保護の観
点から、技能実習計画の認定基準として、監理団
体が日本語その他の科目について、その他の科目
というのは、委員がおっしゃいましたようなごみ
出しであるとか、そういう日本で暮らしていく上
の基本的なルールを含みます、技能実習生が、入
国後に、実習実施者における技能実習の開始前に
一定期間講習を実施することを求めています。

委員御指摘の入国前の話でありますけれども、
当該講習について、入国前に一月以上の期間かつ
百六十時間以上の課程の講習を実施している場合
には、入国後に実施することとなる講習の実施時
間を短縮することが認められております。

この点、技能実習制度につきましては、現在開
催されている技能実習制度及び特定技能制度の在
り方に関する有識者会議におきまして、外国人の
日本語能力の向上に向けた取組を論点の一つとし
て御議論いただいております。

同会議の中間報告書案では、その検討の方向性
として、外国人労働者が来日する際に日常生活及
び職業生活に必要な最低限の日本語能力を有する
ことは重要でありますことから、入国時の試験や
入国後講習などにおける日本語能力に関する要件
化も含めて就労開始前の日本語能力の担保方策に
ついて検討すべきであるなどと示されております。
法務省といたしましては、有識者会議でのこう
した議論を見据えつつ、関係省庁と連携しながら、
技能実習生の日本語学習の在り方について政府全
体でしっかりと検討してまいりたいと考えており
ます。

○白石委員 今の制度というのは、日本が、働きたい希望の国、第一希望、憧れの国ということも前提にしていると思うんですけども、なかなか今、そうじゃなくなってきたかと思えます。そんな中で日本に来ていただく、その前に日本語を勉強していただくことを考えれば、もっと踏み込んだ支援が必要なんじゃないかなと。

監理団体が自発的に入国前に日本語教育とかしていたらメリットがありますよというのが基本的な今の仕組みなんですけれども、それをもっと踏み込んで、そういった日本語教育をしているところに對する支援とかいうことを考えていただきたいなと。

例えば、今あるEPAの仕組みは、その送り出し国に日本人教員を大体いつも四十八人とか五十人程度派遣している、それでもって事前に日本語を勉強してもらって受け入れているという仕組みがあると思います。それに近いものが技能実習一号についても必要なんじゃないかなと。これをやっていかないと、英語圏に取られる、あるいは国を挙げてお願ひしに来ている国に競い負けてしまう、比較的優秀なところはそちらの方に行ってしまうというふうになっちゃうんじゃないかと思うんですけども、政策論で受け入れでも、これは、政務官、いかがでしょうか。

○高見大臣政務官 私も地方の、生まれ育った人間でありまして、委員の問題意識というのは深く共有するところがあります。

そして、選ばれる国でなければならぬという問題意識も完全に共有をさせていただいております。

4. 技能実習生については、入国【後】技能研修前や研修中にも日本語教育することが望ましい。政府の具体的な取組みは？

す。そのためにも、今、まさにそういう問題意識で、有識者会議において、技能実習制度そして特定技能、一体として、どのようにして選ばれる国になるために制度設計が必要であるかということも議論していただいております。

その中で、まさに今委員から御提案のありました、入国前ももっと、要件化も含めてという御指摘だと思えます。そうした御意見もまさに有識者会議の中でもいただいておりますので、しっかりとその議論の推移も、まだ継続中の議論でありますので、踏まえながら検討してまいりたい、政府全体でしっかりと検討してまいりたいというふうな方向に考えております。

○白石委員 監理団体に負荷をかけるという方向性もあるんですけども、そこに対してサポートをする。そのサポートの仕方としては、EPAの日本語教師派遣の在り方というのは一つの非常に参考になるんじゃないかなと。その日本語教師というのが登録教師であつたらいいと思うんですけども、こういったことも含めて検討していただきたい。

そして、技能実習生の入国後ですけれども、今政務官おっしゃっていただいた、日本語とかその他生活の知識とかについての研修というのは義務化してありますよというふうな答弁で、これまでも答弁がございましたけれども、よく見ると、日本語の講習時間というのは任意であつて、さらに、日本語教育としか書かれていないんですね。それをもっとちゃんとしてあげると、講習時間についても、任意じゃなくて、何か目印になる基準を設定し、それ

て、日本語教育というのも認定教育機関で講習を受けさせる、登録教員による日本語研修を受けさせる、このようにしていく。

そうすると、やはりハードルが高くなって、監理団体は、ひいては受入れ中小企業に対する費用負担というのがかさんできますから、そこに対する国の支援というのが必要だと思わすけれども、政務官、いかがでしょうか。

○高見大臣政務官 先ほども申し上げましたが、技能実習制度では入国後の講習を義務づけて求めている、監理団体に対して講習の実施を求めているということは先ほど申し上げたとおりであります。

そして、今、委員からの御指摘は、そのうち、日本語の学習の期間が任意となっているという御指摘でありましたけれども、そのことにつきましても、今、有識者会議で御議論いただいている点も踏まえて検討してまいりたいというふうに思っています。

入国後の日本語教育のインセンティブを与えるために今やっている取組でありますけれども、外国人技能実習機構におきまして、実習現場で使用される日本語を学習するための教材あるいはアプリを開発をして、無料で利用が可能としておりますほか、技能実習生に対する日本語教育の実施にインセンティブを与えるために、技能実習三号の受入れができるいわゆる優良な監理団体及び実習実施者のポイント計算におきまして、受け入れた技能実習生に対する日本語の学習支援等の取組を行っていることを加算項目とする仕組みとするこ

とで、実習実施者による日本語教育への取組を促進しているところであります。

その上で、先ほど申し上げましたが、今、技能実習制度につきまして有識者会議を開催していただいております、その中で、その検討の方向性といったしまして幾つか示されております。

外国人労働者の来日後においても、引き続き日本で働き生活していく中では、日本語能力の向上は重要であり、適切な技能形成や長期的な就労を可能とする上でも必要でありますことから、受入れ企業等と外国人労働者が日本語教育に自発的に参画するためのインセンティブ化を含め、日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける方向で検討すべきであるという御指摘、また、外国人労働者に対する来日後の日本語教育にかかる費用や必要な支援につきまして、基本的に外国人労働者の負担とはせずに受入れ企業等の負担としつつも、国や自治体が日本語教育環境の整備などの支援を適切に行いながら、日本語教育の機会を充実させる方向で検討すべきであるなどという御指摘をいただいております。

法務省としましては、こうした御議論を見据えながら、関係省庁と連携しながら、技能実習生の日本語学習の在り方について、政府全体でしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○白石委員 技能実習というのがもう技能実習じやなくなってきた。帰国して、また母国に帰るといふこともありませうけれども、ずっと日本にいらして働くといふことを考えた、もつと要件は高くあつてしかるべきだと思ひます。それは仕

5. 外国人夫婦の子どもの日本国籍取得について

事をするだけじゃなくて、先ほど申し上げたトラブル、意思疎通というのはトラブルを防ぐためにも大事です。インセンティブで、技能実習三号の百五十分の四ポイントですと。これも緩いですし、これをもつと上げるべきだと思ひます。

加えて、日本語というのは日本でしか基本的に使えないわけですから、その支援をするということとは、必ず日本に戻ってくる、日本のためになる。これが英語だったら、英語を教えてもその人はどこかへ行ってしまうかもしれない。でも、日本語を教えるということは、必ずや日本のためになつてくれるということもありますから、そのハードルを上げると同時に、そこに対する支援を是非忘れないようにしていただきたいと思ひます。

それで、私の地方でも起きていますことですから、外国人の御夫婦の子供が日本で生まれ育つて、そして、親の母国に帰つて仕事をしたり生活することはもうないです、言葉もしやべれませんが、アイデンティティーはより日本の方に感じる、愛着を感じる、だから日本の国籍を欲しますと。特に結婚前に、実際、社会的な見る目もあるんでしよう、結婚前に日本の国籍にしたいと思つて、それで帰化の申請をしたら、非常に煩瑣な手続と時間がかかつてしまう、それで諦めてしまうというケースも多いと聞きます。

これから、技能実習とか特定技能とか、日本の都合で、日本の求めに応じて来てくださつて、その実際来た方とかその御夫婦については、母国の国籍といふことはやむを得ないかもしれませうけれども、そこで、その御夫婦から生まれた子供に

ついては、日本の国籍といふのを取得する。今、日本といふのは血統主義ですけれども、出生地による国籍取得の道を考へてあげる。あるいは、少なくとも日本で生まれ育つたことを十分に重視した形で国籍取得の道を開くことを検討するときに来ているんじゃないかなと思ひますけれども、政務官、いかがでしょうか。

○宮内委員長 高見法務大臣政務官、答弁は簡潔にお願いいたします。

○高見大臣政務官 我が国の国籍法は、出生による国籍の取得に関して、原則として父母両系血統主義を採用して、補充的に生地主義を採用しております。

外国人を父母として日本国内で生まれた子供については、生地主義による国籍取得の要件を満たさないため、帰化手続を経て日本国籍を取得する必要があります。

我が国においてこの生地主義の拡大を認めるかどうかにつきましては、その要否も含め、国民的な議論を踏まえた上での慎重な検討が必要であると考へております。

もつとも、現行の国籍法におきましては、日本で生まれた外国人の子供につきましては、帰化の要件の一部が緩和されているところでありまして、引き続き、帰化に当たつての審査の際には適切に対応してまいりたいと考えています。

○白石委員 規定はあつても、非常に煩瑣みたいですから、検討の方をお願いいたします。終わります。